

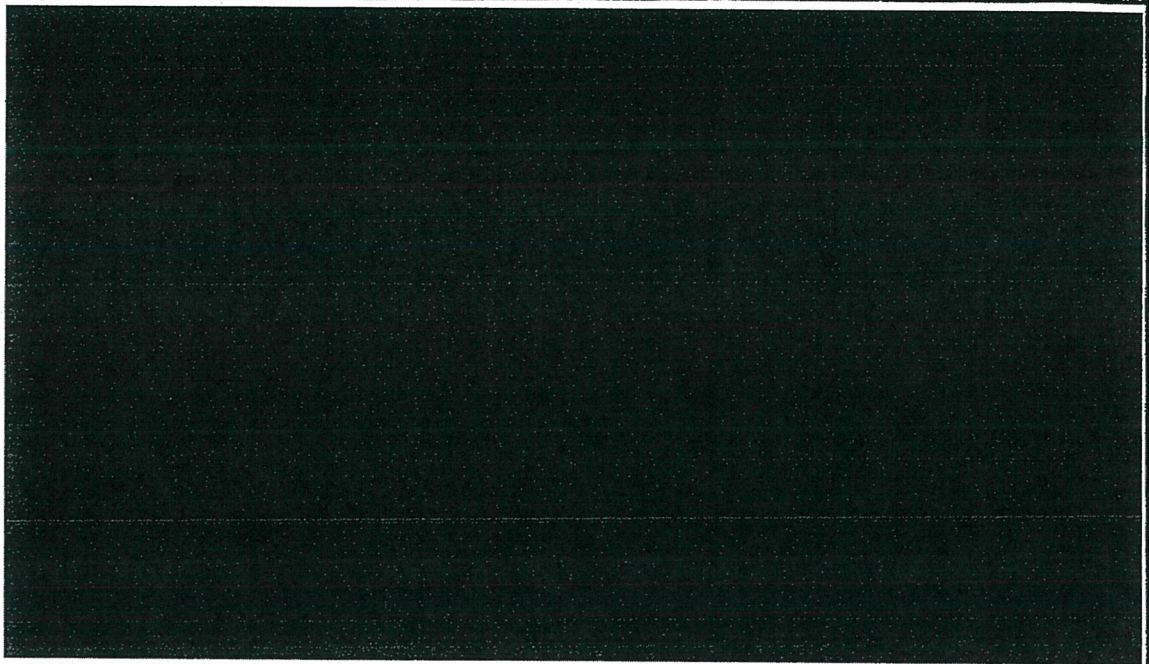
(供述調書等継続用紙)

捜査メモ複写報告書	
(平成29年6月28日付、 [REDACTED])	
令和3年6月25日	
警視庁公安部外事第一課長	
司法警察員警視正	[REDACTED] 殿
警視庁公安部外事第一課	
司法警察員警部補 [REDACTED]	
被告会社大川原化工機株式会社らに対する外国為替及び外国貿易法違反（無許可輸出）被告事件につき、平成29年6月28日作成の株式会社 [REDACTED]	
[REDACTED] から聴取した内容を記録した捜査メモを複写した結果は、下記のとおりであるから報告する。	
記	
1 複写年月日	令和3年6月24日
2 複写者	本職
3 複写対象物	平成29年6月28日付、株式会社 [REDACTED] から聴取した内容を記録した捜査メモ
4 措置	当課備え付けの複写機で複写し、本報告書末尾に添付することとした。

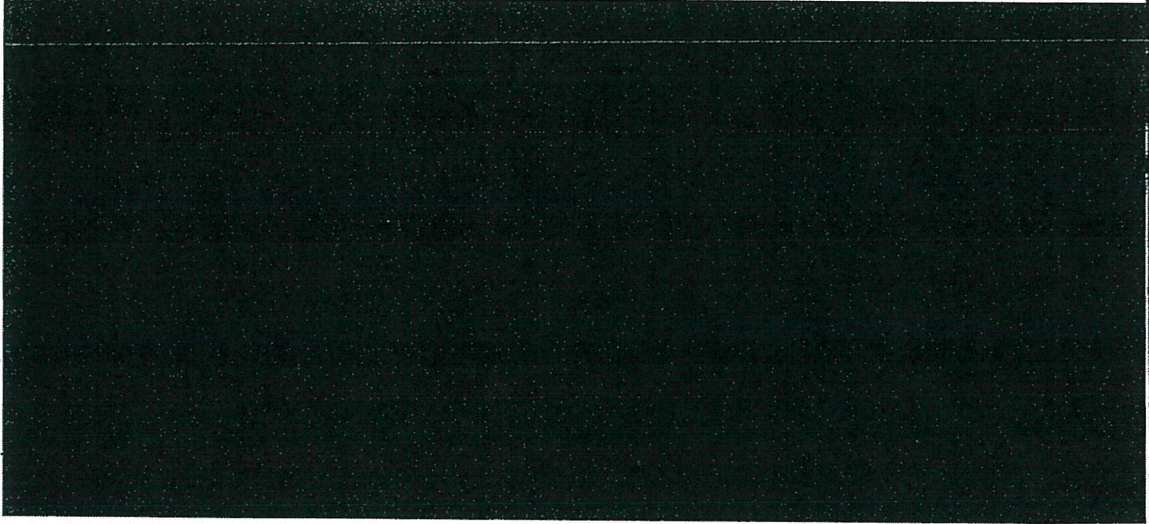
警 視 庁

平成29年6月28日(火)

メ モ	担当者 警部補 [REDACTED]
株式会社 [REDACTED]	
噴霧乾燥器製造メーカーからの聴取	
1 日時 6月27日午後1時00分から午後3時15分までの間	
2 場所 [REDACTED]	
3 実施者 [REDACTED]主任、[REDACTED]主任及び本職	
4 内容	
ア 滅菌・殺菌について ・外為法による噴霧乾燥器の規制自体知らず。 ・(規制内容をみせると、)イ〜ほぼどんな機種も該当となる。ロ〜二流体ノズル(注:これ以上の高精細ノズルを含む)があれば該当する。ハ〜洗浄して熱をかければある程度の殺菌はできると思うが、噴霧乾燥器自体完全な滅菌ができる機械ではない。そもそも洗浄後加熱してもオープン型のシステムである場合、外気から細菌が流入してしまう(HEPAフィルターを通して外気を取り込めば話は別だが)。クローズドシステムの場合は、加熱し続ければそのうち内部が高温となり、外気流入もないためより殺菌が可能との認識。内部温度を140℃位まで上げればある程度は殺菌出来ることから、「加熱殺菌できる(特にクローズドタイプはできる)ので該当する」と言える。 ・ガスによる殺菌については、部材であるステンレスが酸化してしまうためムリだと思う。	
イ 洗浄に関して ・当社の顧客の [REDACTED] の話だが、自社製品を製造する噴霧乾燥器ではあまり洗ったりしない。 [REDACTED]	
ウ 噴霧乾燥器業界について [REDACTED]	
エ 自社の概要 [REDACTED]	



オ 大川原との交流



カ 大川原の設立経緯



以上